

大雪地区広域連合介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービスの提供中の事故、事業所及び役員による不法行為、虐待及び食中毒並びに感染症等（以下「事故等」という。）が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）への報告の取扱いを定め、もって、事故発生時の適切かつ迅速な対応及び再発防止を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）（以下これらを「運営基準」という。）の規定に基づき、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が、介護保険サービス等の提供中に事故が発生した場合の広域連合への報告は、この要綱の定めるところによるものとする。

(事故の範囲)

第3条 介護保険サービス又は介護サービス等の提供に伴い、次の各号に掲げる事故等が発生したときは、当該各号に定める期限までに広域連合長に対し報告しなければならない。なお、介護サービス提供中の事故については、施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含み、事業者の過失の有無は問わないものとする。

(1) 次のアからケまでのいずれかに掲げる重大な事故については、事故等発生後又は発覚後5日以内に報告しなければならない。

ア 入所者等の死亡事故

イ 入所者等の食中毒及び感染症

(i) 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

(ii) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(iii) 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合

※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要綱にも従い報告すること。

※2 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとする。

ただし、5類感染症であっても、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎のいずれかが施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告すること。

ウ 役員及び職員の不法行為（預り金着服・横領等）

エ 入所者等に対する虐待（疑いを含む。）

オ 入所者等の不法行為

カ 入所者等の失踪又は行方不明であって捜索願を出したもの

キ 火災であって消防機関に出動を要請したもの

ク その他の事項（入所者等の間での傷害事案等）

ケ アからク以外の事項で報道機関等に報道された事案又は報道される可能性のある事案

(2) 同条第1号以外の事故等については、事故等発生後又は発覚後30日以内に報告しなければならない。

ア 入所者等の骨折、打撲又は裂傷等で、医療機関への入院又は継続した通院を要したもの

イ 入所者等の誤薬

ウ 入所者等の誤飲、誤食又は誤嚥（軽微な場合を除く。）

エ 入所者等の無断外出（見つかった場合に限る。）

オ 入所者等が病気により死亡した場合で、死因等に疑義があるなどの理由により警察機関の調査が入ったもの（事件性がないと判断されたものも含む。）

カ 入所者等の交通事故等その他報告が必要と認められるもの
(報告対象者)

第4条 事故報告の対象者は以下のとおりとする。

(1) 事業者・施設所在地が広域連合内の場合は、すべての介護サービス利用者について報告対象とする。

(2) 事業者・施設所在地が広域連合外の場合は、介護サービス利用者が広域連合内在住者（住所地特例者を含む。）の場合とする。

(報告事項)

第5条 報告は、事業者が事故等発生状況報告書（別記様式）（以下「報告書」という。）により、次に掲げる事項（以下「報告事項」という。）について行うものとする。

(1) 報告年月日

(2) 事故等が発生した施設・事業所

ア 施設種別

イ 施設名称

ウ 所在地

エ 担当者名

オ 担当者連絡先

カ 担当メールアドレス

(3) 事故等の分類

① 利用者処遇等に関するもの

ア 死亡事故

イ 不法行為

ウ 虐待

エ 無断外出

オ 失踪・行方不明

カ 骨折（部位も記載）

キ 打撲（部位も記載）

ク 裂傷等（部位も記載）

- ケ 誤薬
- コ 誤飲・誤食
- サ 誤嚥（重症化の有無）
- シ 食中毒・感染症
- ス 他害・自傷・自殺等
- ② 施設・事業所及び役職員に関するもの
 - ア 不適切な会計処理
 - イ 不法行為等
- ③ その他
 - ア 火災
 - イ 事件報道が行われた場合等
 - ウ その他必要と認められる場合
- (4) 事故等の概要
- (5) 事故等の発生日時・場所
- (6) 施設等が事故等を認知した日時及び家族等への対応等
 - ア 事故認知日付・時刻
 - イ 認知した経緯
 - ウ 家族への連絡日付・時刻・氏名
- (7) 被害者等の状況
 - ア 被害を受けた利用者または職員等の氏名等
 - イ 傷病名等
- (8) 当該事故関係者の状況
 - ア 当該事故関係者の住所・氏名
 - イ 採用（入所・利用開始）年月日
- (9) 施設・事業所の対応
 - ア 事故発生時（対処の方法、受診医療機関、治療内容）
 - イ 今後（対処の方法、受診医療機関、治療内容）
 - ウ 損害賠償・訴訟の有無等
- (10) 事故の原因分析及び再発防止策
 - ア 原因

イ 再発防止策

(11) 前回事故発生年月日

(報告を必要としない事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとする。

(1) 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合

(2) 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診又は入院した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合

(3) 老衰等、事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

(4) その他、被害又は影響がきわめて微少な場合

(報告の方法)

第7条 第3条第1号に掲げる事故報告は直ちに口頭等により行うものとし、その後、報告書に次に掲げる書類を添えて、事故等の発生後5日以内に提出するものとする。

(1) ケアプラン、支援計画及びアセスメント表等入所者等の状況がわかるもの

(2) 事故発生時の現場見取図

(3) 事業者内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録

(4) 食事に関する事故等については入所者等の栄養計画

(5) その他必要と認められる書類その他必要と認められる書類

2 第3条第2号に掲げる報告は、報告書（別記様式）を提出することにより行うものとする。

3 前2項について、介護施設等の事業者が任意の様式を作成しているときは、報告書の内容を満たしていると認めるときに限り報告書とみなすことができる。

(報告後の対応)

第8条 広域連合は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、保険者として必要な対応を行うものとする。

2 広域連合は、必要に応じて、北海道、北海道国民健康保険団体連合会又は他の市町村と連携を図るものとする。

3 広域連合長は、報告書の提出後において、事故等の対応に関し、事業者内部で協議した役員会の議事録や会議資料等の関係書類の提出を求め、確認することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別記様式

事故発生状況報告書

報告年月日

大宮地区広域連合 様

法人所在地	
法人名称	
代表者職氏名	

1 事故が発生した施設・事業所

(1) 施設種別	施設名称	(2) 所在地
(3) 報告者氏名	報告者職氏名	施設責任者氏名

2 事故等の内容

・該当する「1」に、○を記入すること。（「利用者転落等に関するもの」については、3（1）の施設種別が「階段」から始まる施設は、3～1.3から、「介護老人」、「児童」、「その他」から始まる施設は、1～1.2から選択してください。）

・「階段」、「戸建」、「新築等」を選択した場合は、部位を併せて記載してください。

・「階段」を選択し、発生している場合については、「階段位置」の欄についても、○を記入すること

利用者転落等に関するもの											
<input type="checkbox"/> 1 死亡事例	<input type="checkbox"/> 2 不法行為	<input type="checkbox"/> 3 遺失	<input type="checkbox"/> 4 物類外出	<input type="checkbox"/> 5 失窃・行方不明							
<input type="checkbox"/> 6 骨折（部位：_____）	<input type="checkbox"/> 7 打撲（部位：_____）	<input type="checkbox"/> 8 転倒等（部位：_____）									
<input type="checkbox"/> 9 誤薬	<input type="checkbox"/> 10 誤飲・誤食	<input type="checkbox"/> 11 誤嚥（嚥下後）	<input type="checkbox"/> 12 其中毒・誤薬投与（誤投）	<input type="checkbox"/> 13 他害・自傷・自損等							
施設・事業所及び設備品に関するもの											
<input type="checkbox"/> 1 不適切な設計仕様	<input type="checkbox"/> 2 不法行為										
その他											
<input type="checkbox"/> 1 火災	<input type="checkbox"/> 2 事件関連が行われた場合等	<input type="checkbox"/> 3 その他必要と認められる場合									

3 事故等の概要

4 事故等の発生日時・場所

(1) 日時	時刻
(2) 場所	

5 施設等が事故等を認知した日時及び関係者への対応

(1) 事故認知日時	時刻			
(2) 認知した関係者				
(3) 関係者への連絡日時	時刻	氏名	連絡先	

※ 非常時対応要領のうち通知が実施機関の場合のみ記載すること

日時		時刻
(1) 報告義務発生後		
(2) 所管庁舎相談発生後		
(3) 関係者発生後		

6 被害者の状況（2）注。5は児童福祉施設等のうち虐待実態発覚の場合のみ記載すること

(1) 被害を受けた利用者または職員等の氏名等

氏名	性別	生年月日	職

※ 虐待の状況（虐待被害者手帳、虐待手帳、精神障害者手帳の状況等）

1 虐待	2 疑わしい虐待
3 認知	4 要介護・障害区分

(2) 関係者等

1 関係者氏名	2 関係者の職名	3 住所	4 電話番号
5 入所・利用開始（採用）年月日	6 保護者氏名		
7 所管庁舎相談日時	児童相談所		

7 当該事業関係者の状況

(1) 当該事業関係事業者の住所・氏名

住所	氏名	性別	生年月日	職

※ 虐待の状況（虐待被害者手帳、虐待手帳、精神障害者手帳の状況等）

1 虐待	2 疑わしい虐待
3 認知	4 要介護・障害区分

(2) 住所（入所・利用開始）年月日

日時

8 施設・事業所の状況

(1) 事故発生時「対応の方法、受診医療機関、治療内容」

(2) 今般「対応の方法、受診医療機関、治療内容」

(3) 損害賠償・訴訟の有無等

9 事故の原因分析及び再発防止策（今後の類似事故に対する取組みも具体的に記載すること）

(1) 原因

(2) 再発防止策

10 経理業務発生年月日

日時

※ 報告書提出前に確認していない事項があれば、その旨の記載し、訂正願うこと。
 ※ 報告書をメールにより報告する際には、送信先を誤ることがないように十分に留意すること。